

# 特別養護老人ホーム ふれあいの泉

## 指定介護老人福祉施設 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人麗寿会が開設する 特別養護老人ホーム ふれあいの泉（以下「介護老人福祉施設」という）が行う生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の相談員・看護職員・介護職員（以下「職員」という）が、要介護状態等にある高齢者に対し、適正な生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の職員は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事などの介護相談および援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とするものである。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスを提供するように努める。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホーム ふれあいの泉
- 2 所在地 神奈川県鎌倉市今泉2-10-1
- 3 入居定員 74名
- 4 ユニット数及びユニットごとの入居定員  
ユニット数 8ユニット  
入居定員 定員数 9名 6ユニット  
定員数10名 2ユニット

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりである。

なお、員数については別表1とする。

職種	職務内容
施設長（管理者）	施設の従業者の管理及び業務の管理を統括的に行う。
副施設長	施設の従業者の管理及び業務の管理を調整し一元的に行う。
医師	入居者に対する健康管理及び療養上の指導を行う。
生活相談員	施設入所の申込み及び相談業務等を行う。
看護職員	入居者に対する健康管理等必要な看護業務を行う。
介護職員	入居者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う。

管理栄養士	入居者の食事に関する必要な栄養管理を行う。
機能訓練指導員	入居者に対する必要な機能訓練を行う。
介護支援専門員	施設サービス計画の作成及びその実施状況の把握を行う。
調理員（委託）	入居者に提供する食事の調理を行う。

（利用定員の遵守）

第5条 事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（入居者に対する介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第6条

- 1 施設が行う介護老人福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。
  - （1） 入浴、清拭等による清潔の保持
  - （2） 食事、排泄、離床、着替え、整容等日常生活上の世話
  - （3） 相談及び援助
  - （4） レクリエーション、行事等の教養娯楽
  - （5） 必要な行政機関への手続きの援助等、社会生活上の便宜の供与
  - （6） 機能訓練
  - （7） 健康管理
  - （8） その他必要な介護老人福祉施設サービスの提供
- 2 施設が介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その一割の額とする。
- 3 入居者の食事サービス費・居住費にかかる自己負担額は、別表2の料金表とおりにする。
- 4 施設は、前2項から3項の支払を受ける額のほか、指定介護老人福祉施設運営基準で定められた「その他の費用」のほか、指定介護老人福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるものについて、内容及び利用料金については別表2として料金表に定める。
- 5 第2項から第4項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨文書に署名（記名・押印）を受けるものとする。

（施設利用にあたっての留意事項）

第7条 介護老人福祉施設を利用するものは次に挙げることを留意しなければならない。

- 1 介護老人福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づいて供与されるものである。
- 2 喫煙は、指定した喫煙コーナー以外ではしないこと。
- 3 他の利用者及び職員に対し、暴言・暴力等他者の迷惑となることを行わないこと。
- 4 外出・外泊を行う際は、安全のため家族の付き添い又は職員の付き添いのもと行うこと。

- 5 共用物品の扱いについては、故意に破損、損害を与えたり、持出したりしないこと。
- 6 入浴に際しては、職員の指示に基づいて入浴のこと。
- 7 教養娯楽を供与する上で一部負担金が発生する場合がある。
- 8 金銭の管理については、金銭管理要領に基づいて管理することとする。
- 9 衣類等には、必ず氏名を記入すること。
- 10 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害することをしてはならない。
- 11 施設内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- 12 宗教や信条の相違等により、他人の自由を侵す行為を行ってはならない。
- 13 第6条に定めのある金額については、利用月の翌月末までに納入のこと。
- 14 利用に際しては、原則として身元保証人一名を原則必要とする。

#### (損害賠償)

第8条 入居者に対するサービスの提供において、施設が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

#### (非常災害対策)

##### 第9条

- 1 施設は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画および風水害、地震などに対処するための計画を策定しておく。
- 2 施設は前項の計画に基づいて、年2回避難・救出訓練をおこなう。
- 3 消防設備、施設等の点検及び整備を行う。
- 4 従業者の下記の使用又は取扱いに関する監督。
- 5 その他防火管理上必要な業務。

#### (緊急時における対応方法)

第10条 介護職員等は生活介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

#### (事故発生時の対応)

第11条 管理者は、サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び身元引受人（家族等）に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。

- 2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとします。

#### (内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第12条 施設の利用にあたっては、あらかじめ、利用申込者及び身元引受人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得た上で利用契約書を締結する。

(機能訓練)

第13条 介護老人福祉施設は利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

(健康保持)

第14条 医師または看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な処置をとり、必要に応じてその記録を保存する。

(衛生管理等)

第15条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲料に供する水について、衛生的管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 施設は、施設内において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。

(協力病院等)

第16条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、ふれあい鎌倉ホスピタルを定める。

2 施設は、協力歯科医療機関として金子歯科医院を定める。

(苦情処理)

第17条 生活介護に関する利用者からの苦情に関して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整理その他必要な措置を講ずる。

(身体拘束の適正化)

第18条 従業者は、事業の提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載します。

2 身体拘束等の適正化のための指針の整備を行い、対策を検討する委員会を3月に1回開催するとともに、その結果について介護職員、その他授業する者に周知する。

3 身体拘束等の適正化のための研修を介護職員、その他従業者者に定期的に実施する。

(個人情報の保護)

第19条 施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

2 施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

(虐待防止に関する事項)

第20条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 措置を適切に実施するために担当者を配置する。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者家族等で要支援者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 指定介護老人福祉施設は職員等の資質の向上を図るための研修及び委員会の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内  
継続研修 年1回以上
  - (2) 感染症及び食中毒の発生・まん延防止のため  
感染症対策委員会は1月に1回程度開催  
「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」の作成  
「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」の職員研修
  - (3) 入退所の基準は（神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針）に基づいて行う。
- 2 事故発生時の対応等の指針を整備「事故発生の防止のための指針」  
事故防止のための委員会「事故防止検討委員会」、職員への研修は定期的実施
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 4 従業者であった者に対し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に定めます。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人麗寿会と管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月20日から施行する

この規定は、令和3年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年2月1日より施行する。